

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス新法)について

1) 施行日: 令和6年11月1日

2) 法の概要:

シルバー人材センター(特定業務委託事業者)は、シルバー会員が安心して受託した業務に従事することができる環境を整備する為、
シルバー会員(特定受託事業者)に対して、給付の内容(報酬)を示し、
その他の事項の明示【就業条件の明示】が義務付けられます。

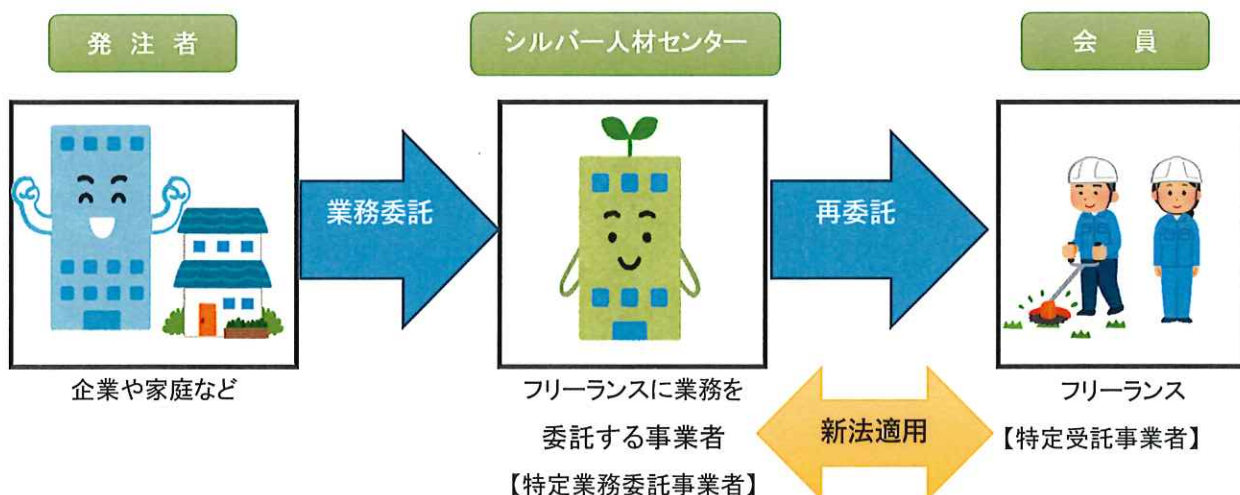
特定受託事業者・フリーランス。シルバー会員も該当
特定業務委託事業者・発注者。現行契約ではセンターが該当

3) 法の対象: 請負・委任で就業する会員、センター

4) センターの対応:

11月以降に就業を開始する契約についてセンターが会員に対し
就業条件を明示する義務が生じます。就業時に説明する内容が従来の
ものより詳しくなっています。
(就業時に紙もしくは電磁的方法にて就業条件明示書をお渡します。)

今後、会員向けサイトSmile to Smile上で就業条件を確認することができますのでSmile to Smileに登録をお願い致します。



※ 尚、会員の皆様には新たな義務は生じません。
このような法律が施行されることをご承知おきください。

(公益社団法人綾瀬市シルバー人材センター事務局: ☎0467-70-3088)